

制定：平成22年5月30日

## 北海道臨床心理士会規約

### 第一章 総則

(会の名称)

第1条 本会は、北海道臨床心理士会と称する。

(会の場所)

第2条 本会は事務局を札幌市中央区大通西18丁目1番地40プログレッシブ・オフィス401号室に置く。

### 第二章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、北海道内の臨床心理士相互の連携を密にし、臨床心理士の資質と技能の向上を図り、もって人々の心の健康の保持増進に資することを目的として活動する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 人々の健康と福祉の増進に関する諸事業
2. 臨床心理士の資質と技能の向上のための諸活動
3. 研修会等の開催
4. 会員相互扶助に関する事業
5. ニュースレター等の発行
6. 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という。）、一般社団法人日本臨床心理士会（以下「日本臨床心理士会」という。）および関係諸機関・関係諸団体との連携
7. その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

### 第三章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は、協会の認定する臨床心理士の資格を取得した者で、上記の目的に賛同したものとす。新たに入会するものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なくてはならない。会員は、原則として、北海道内に居住または在勤するものであるが、これに該当しない者は、その理由を書面にて明示し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。会費未納の会員が本会を退会しようとする場合は、未納会費を完納しなければ退会できない。

(除名)

第7条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

1. 本会の規約、倫理規程、倫理綱領および日本臨床心理士会の定める「一般社団法人日本臨床心理士会倫理規程」「一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領」ならびに協会の定める「臨床心理士倫理規定」に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格喪失)

第8条 前2号の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

1. 臨床心理士資格を喪失したとき
2. 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
3. 2年を超えて会費を滞納したとき
4. 総役員が同意したとき

(会員へのサービス)

第9条 会員は、本会が主催する諸事業および諸活動に参加することができ、またその情報を得ることができる。

2. 会員は、本会が発行するニュースレターなどの出版物の配布を受けることができる。

(会費)

第10条 会員は、会費を納めなければならない。

1. 本会の年会費は5000円とする。
2. 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第四章 理事会

(役員)

第11条 本会には次の役員を置く。

会長 1名

副会長	2名
事務局長	1名
会計	1名
理事 一般理事	5名（会長、副会長を含む）
分野別理事	7名
監事	2名

（理事会の構成）

#### 第12条 理事会の構成

1. 理事会は前条の役員をもって構成する
2. 常任理事会は一般理事、事務局長、会計をもって構成する

（役員任期および選出）

#### 第13条 役員任期および選出

1. 役員任期は、選出された年の6月1日から3年とする。但し、再任を妨げない
2. 理事は一般理事と分野別理事の2種類とする
3. 一般理事および監事は選挙により選出する
4. 一般理事および監事の選挙方法等は北海道臨床心理士会選挙規程によってこれを定める
5. 会長、副会長は一般理事の互選により選出する
6. 事務局長、会計は会長が指名する
7. 分野別理事は、各分野別の代表として、選挙後最初の常任理事会で選出する
8. 監事は理事を兼ねることが出来ない
9. 本会には、会の発展に資するために名誉会員および顧問を置くことができる

（役員任務）

#### 第14条 役員任務

1. 会長は会務を総括し、本会を代表する
2. 副会長は会務を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する
3. 理事会は必要に応じて委員会等を組織し、会務の円滑な運営に当たる
4. 事務局長は、事務局を統括し、会務を処理する
5. 会計は、会計事務を行う

## 第五章 会議

（総会の開催）

第 15 条 総会は、本会の議決機関として会の運営に関する必要事項を審議し、議決する。

1. 総会は、1年に1回会長が召集する
2. 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる
3. 会員の3分の1以上の書面による要請があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない
4. 役員3分の1以上の書面による要請があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない
5. 総会は、会員の3分の1（委任状を含む）の出席をもって成立する
6. 総会における議決は、出席者の過半数以上の同意を必要とする

（総会の審議事項）

第 16 条 総会は、以下の事項を審議する。

1. 規約に関する事項
2. 事業計画および予算計画
3. 事業報告および決算報告
4. その他運営に関する重要事項

（理事会の開催）

第 17 条 理事会は、本会の執行機関として会の執行に必要な事項を審議する。

1. 理事会は、会長が召集する
2. 役員3分の1以上の書面による要請があれば、会長は理事会を招集しなければならない
3. 理事会の議長は副会長がこれに当たる
4. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する
5. 理事会における議決は、出席者の過半数以上をもって決する
6. 理事会は、総会において前年度事業報告ならびに決算報告、及び次年度事業計画案ならびに予算計画案を報告し、承認を得なければならない

（理事会の審議事項）

第 18 条 理事会は本会の執行機関として、以下の事項を審議する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 事務局の組織および運営に関する事項
4. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（常任理事会）

- 第 19 条 常任理事会は、必要に応じ、会長がこれを招集する
2. 常任理事会は、本会の諸活動の総合調整を図る

## 第六章 運営

(本会の運営費)

第 20 条 本会の運営費は、次の各号による。

1. 会員の納付する年会費
2. 事業にともなう収入
3. 寄付金
4. 研修会参加費
5. その他収入

(監事)

第 21 条 監事は前年度事業報告および決算報告を監査し、総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度および会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第七章 解散

(解散)

第 23 条 本会は、目的とする事業の推進の不能、又はその他の理由により解散する。ただし総会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得て解散を決定する。何らかの事情により総会の決議を経ることが出来ない場合には、理事会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

(残余財産の処分)

第 24 条 解散の場合に存する残余財産は、しかるべき臨床心理に関する公的団体に寄附する。ただし寄附対象は総会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得て決定する。何らかの事情により総会の決議を経ることが出来ない場合には、理事会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

## 第八章 規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 本規約は、総会における出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

## 第九章 雑則

第 26 条 本会の運営を明細化するために、別に細則および規程を定めることができる。細則および規程は、理事会において決定され、執行される。

附則 本規約は平成 22 年 5 月 30 日より施行する。  
平成 22 年 5 月 30 日制定に伴い、平成 22 年度および平成 23 年度内は制定前の会長・副会長・事務局長・会計・理事が、それぞれ制定後の会長・副会長・事務局長・会計・理事を担うこととする。また制定前の編集委員長は制定後の理事に含む。この間の監事は会長が委嘱することとする。

附則 本規約の制定に伴い、北海道臨床心理士会内規は廃止する。

附則 平成 25 年 1 月 26 日改正。平成 25 年 4 月 1 日から施行。

附則 平成 25 年 6 月 1 日から改正施行する。

附則 平成 26 年 6 月 1 日改正施行。

附則 平成 26 年 6 月 1 日改正に伴い、平成 26 年度役員の任期は、平成 27 年 5 月 31 日までとする。